平成３０年（フ）第２５８号
千葉県松戸市栄町６丁目430番地の４　松戸荘
債務者　出津　　健
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２６４号
千葉県柏市若柴５番地３　ロイヤルガーデン若柴Ｄ－102号
債務者　金巻かおり（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２８１号
千葉県柏市中央１－４－15　シルフィールド柏504号、住民票上の住所東京都葛飾区宝町１丁目２番28号
債務者　末武亜希子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２９８号
千葉県松戸市幸田５丁目133番地の２　マリージョアⅡ203号
債務者　稲石　莉紗
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３１９号
千葉県柏市根戸80番地１　グリーンコーポ103号
債務者　濵田　弘子
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第４７号
神奈川県横須賀市上町２丁目33番地10　ユナイト横中アルジアリの杜102、前住所神奈川県横須賀市鴨居２丁目49番６号　フジコーポ浦賀102
債務者　田畑　祐輝
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第６８号
神奈川県横須賀市三春町２－17　横須賀三春寮、住民票上の住所神奈川県横須賀市富士見町２丁目14番地　ハイツクレール203
債務者　田中　　誠
1　決定年月日時　平成30年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第１７２号
熊本市北区弓削１丁目２番83号
債務者　水口　智晴
1　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１０号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲2998番地１　ＰＡＲＫ　ＢＥＳＩＤＥ　Ｂ棟205号、前住所熊本県玉名市築地1572番地５
債務者　津川　聖悟
1　決定年月日時　平成30年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成３０年（フ）第７２９号
横浜市青葉区柿の木台２番地２　フローラ205
債務者　田中多美子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８１１号
横浜市戸塚区汲沢３丁目30番17－101号
債務者　立川　徳恵
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８１２号
横浜市港北区日吉本町３丁目39番16号　パナハイツ松永201
債務者　金谷恵美子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８１７号
神奈川県藤沢市長後1225番地の１　レーベンスクエア藤沢プレイジアム414
債務者　小野紀美子
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８４３号
横浜市青葉区奈良町2913番地　奈良北団地12棟408号
債務者　戸村　隆三
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８４号
東京都多摩市連光寺１丁目14番地の７
債務者　小笠原竜也
1　決定年月日時　平成30年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部